

8020運動・口腔保健推進事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">8020運動推進特別事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">8020運動推進特別事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 (略)</p>
<p style="text-align: center;">都道府県等口腔保健推進事業実施要綱</p> <p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業 (略)</p> <p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p> <p>I 歯科疾患予防等事業</p>	<p style="text-align: center;">都道府県等口腔保健推進事業実施要綱</p> <p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業 (略)</p> <p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p> <p>I 歯科疾患予防等事業</p>

改正後	改正前
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 歯科疾患予防事業 (略)</p> <p>(2) 歯科健診(検診)事業 この事業では、歯科疾患等を早期に発見するための歯科健診(検診) <u>又は歯科疾患等の簡易スクリーニング</u>を実施することとする。本事業の実施にあたっては、歯科健診(検診)の受診率向上に係る施策を実施することが望ましい。また、歯科健診(検診)の結果に応じて、適切な歯科保健指導を実施し、歯科疾患等の重症化予防を目的として、歯科治療が必要な者の歯科医療機関への受診勧奨やフォローアップ等の取組をあわせて実施すること。なお、本事業の対象となる歯科健診(検診)とは、「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に定める就学時の健康診断及び第13条に定める児童生徒等の健康診断」、「母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項に定める健康診査」、「健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に定める厚生労働省令で定める事業による歯科健診(検診)」を除いて、地方公共団体が独自に実施する歯科健診(検診)とする。</p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 歯科疾患予防事業 (略)</p> <p>(2) 歯科健診(検診)事業 この事業では、歯科疾患等を早期に発見するための歯科健診(検診)を実施することとする。本事業の実施にあたっては、歯科健診(検診)の受診率向上に係る施策を実施することが望ましい。また、歯科健診(検診)の結果に応じて、適切な歯科保健指導を実施し、歯科疾患等の重症化予防を目的として、歯科治療が必要な者の歯科医療機関への受診勧奨やフォローアップ等の取組をあわせて実施すること。なお、本事業の対象となる歯科健診(検診)とは、「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に定める就学時の健康診断及び第13条に定める児童生徒等の健康診断」、「母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項に定める健康診査」、「健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に定める厚生労働省令で定める事業による歯科健診(検診)」を除いて、地方公共団体が独自に実施する歯科健診(検診)とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 歯科健診（検診）・クリーニング事業</u> <u>この事業では、歯科健診（検診）受診率及び歯科健診（検診）受診者のモチベーションの向上等の観点から、歯科健診（検診）とあわせて、歯のクリーニング（歯面清掃）を実施することとする。なお、本事業で実施する歯のクリーニングは、歯科健診（検診）により疾患が発見された場合に、歯科医師が必要性を認め実施されるものを含まない。</u></p> <p><u>(4) 食育推進等口腔機能維持向上事業</u> (略)</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) 市町村（保健所設置市を除く。）が上記3 (4) の事業を実施する場合にあたっては、<u>市町村が策定する食育に係る行政計画と調和を図るため、</u>歯科専門職が参加する市町村食育推進会議等の当該計画の推進に関する協議を行う会議において事業の内容について検討の上、実施すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保</p>	<p><u>(3) 食育推進等口腔機能維持向上事業</u> (略)</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) 市町村（保健所設置市を除く。）が上記3 (3) の事業を実施する場合にあたっては、歯科専門職が参加する市町村食育推進会議において事業の内容について検討の上、実施すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保</p>

改正後	改正前
<p>健課あて電子媒体にて提出すること。<u>また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容をとりまとめの上で提出すること。</u></p> <p>(5) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。<u>また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び概略図をとりまとめの上で提出すること。</u>なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p> <p>II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p>	<p>健課あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(5) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p> <p>II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。<u>また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容をとりまとめの上で提出すること。</u></p> <p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。<u>また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の実績内容及び概略図をとりまとめの上で提出すること。</u>なお、提出された実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>

改正後	改正前
<p>5 留意事項 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>Ⅲ</u> 調査研究事業 (略)</p>	<p>5 留意事項 (略)</p> <p><u>Ⅲ</u> 歯科口腔保健推進体制強化事業 (略)</p> <p><u>Ⅳ</u> 調査研究事業 (略)</p>